

インボイス制度 (適格請求書等保存方式)

請求書・帳簿・申告準備で**不安**がある方！
 消費税の税区分等で**疑問**がある方！
 経過措置や特例・申請について**不明**な方！

年内に
ご相談ください！

【適格請求書の記載事項と記載例】

請求書

△△商事株式会社
登録番号 T 012345...

11月分 131,200円 ××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

8%対象 40,000円 消費税 3,200円
 10%対象 80,000円 消費税 8,000円

* 軽減税率対象

適格請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等※
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

【帳簿の記載事項と記載例】

総勘定元帳（仕入）

※軽減税率対象

月	日	相手科目	摘要	税区分	金額	
10	3	現金	△△商店	食料品※	8%	10,800
10	5	買掛金	(株) □□	文房具	10%	2,200

- ① 課税仕入れの相手方の氏名または名称
- ② 課税仕入れを行った年月日
- ③ 課税仕入れに係る資産または役務の内容
 （その課税仕入れが他の者から受けた軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容および軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨）
- ④ 仕入れに係る支払対価の額
 （消費税額および地方消費税額に相当する額を含みます。）

適格請求書発行事業者を取りやめたい場合

- 適格請求書発行事業者の登録を取りやめるには、「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」(以下「登録取消届出書」といいます。)を提出する必要があります。
- 適格請求書発行事業者の登録の効力を失う日は、原則として登録取消届出書を提出した日の属する課税期間の翌課税期間の初日となります(当該翌課税期間の初日から起算して、15日前の日までに提出する必要があります。15日前の日が土日祝日に該当する場合でも、その翌日には延長されません。)。
なお、翌課税期間の初日から起算して15日前の日を過ぎて提出した場合には、その提出があった日の属する課税期間の翌々課税期間の初日から登録の効力が失われることとなります。

インボイス制度開始後に インボイス発行事業者の 登録を取り消すケース	下記以外のケース	翌課税期間の初日から登録を取り消そうとするときは、翌課税期間の初日から起算して15日前の日までに届出書を提出する必要があります。同日の翌日以後の提出の場合、翌々課税期間の初日からの取消しとなる
	令和5年10月1日を含む課税期間の翌課税期間以後に登録申請に関する経過措置の適用により登録を行い、登録を取り消すケース	翌課税期間の初日から起算して15日前の日までに届出書を提出すれば登録を取り消すことができるが、登録日から2年を経過する日の属する課税期間の末日までは、基準期間の課税売上高にかかわらず、納税義務が免除されない

【インボイス登録日が令和5年10月1日から12月31日の方で
令和6年1月1日から登録を取りやめたい場合】

➤ **令和5年12月17日迄に「登録取消届出書」の提出が必要です。**

※ **郵送の方は同日が消印有効となります。**

確定申告期の消費税のご相談は予約制です

- 適格請求書発行事業者(インボイス制度)登録をされた方は、帳簿に税区分を記入する必要があります。
- 消費税のご相談も、年内(2023年12月22日迄)帳簿点検後にご予約をお取りください。
- 消費税の申告方法(一般・簡易・2割特例)のご相談を受け付けております。事前に届出や手続きが必要になる場合がございます。

インボイス制度や消費税等の不明な点は、
年内にご相談いただき解決してから確定申告期をお迎えください。
事前にWEB・電話等でご予約の上、
ご来所いただくようお願い申し上げます。

